

知的財産政策

第7回

令和2年5月22日(金)

加 藤 浩

katou.hiroshi@nihon-u.ac.jp

秘密情報管理と安全保障

第1部. 営業秘密と知財

第2部. 安全保障と知財

第1部

営業秘密と知的財産

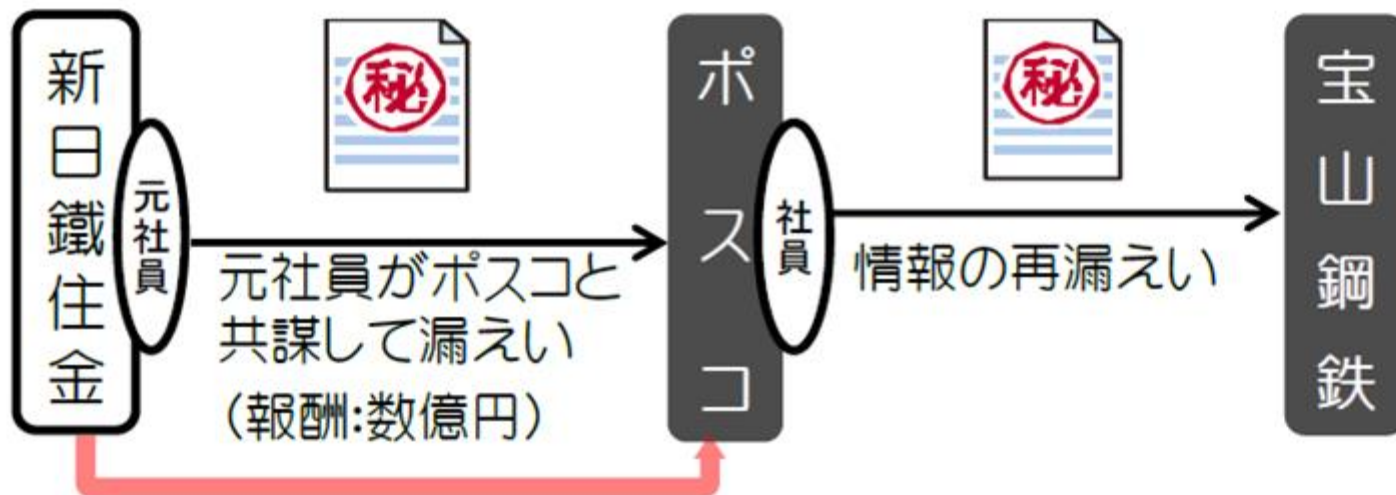
事例①

新日鐵住金

(2012年提訴)

高額報酬(数億円)で外国ライバル企業へ漏えい
→約1000億円の賠償請求

【漏えい】変圧器用の電磁鋼板※の製造プロセスおよび製造設備の設計図等



【現状】賠償請求・差止め請求→2015年9月30日に和解(300億円)
米国、韓国の訴訟は取り下げ

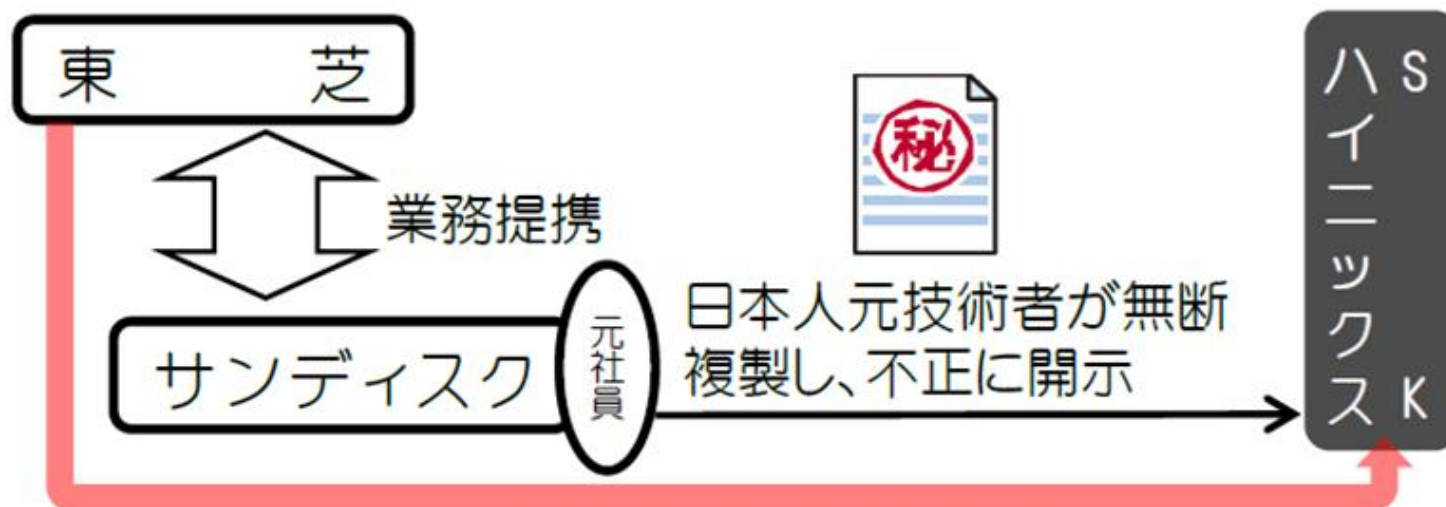
事例②

東 芝

(2012年発生)

提携先から外国ライバル企業へ漏えい
(約330億円で和解)

【漏えい】NAND型フラッシュメモリ※の仕様およびデータ保持に関する検査方法等



【現状】・賠償請求(約1100億円) → 2014年12月に和解(約330億円)

・元社員の逮捕(懲役5年(実刑)、罰金300万円(2015年3月:東京地裁))

＜経済産業省・知的財産政策室「営業秘密の保護・活用について」平成29年6月＞

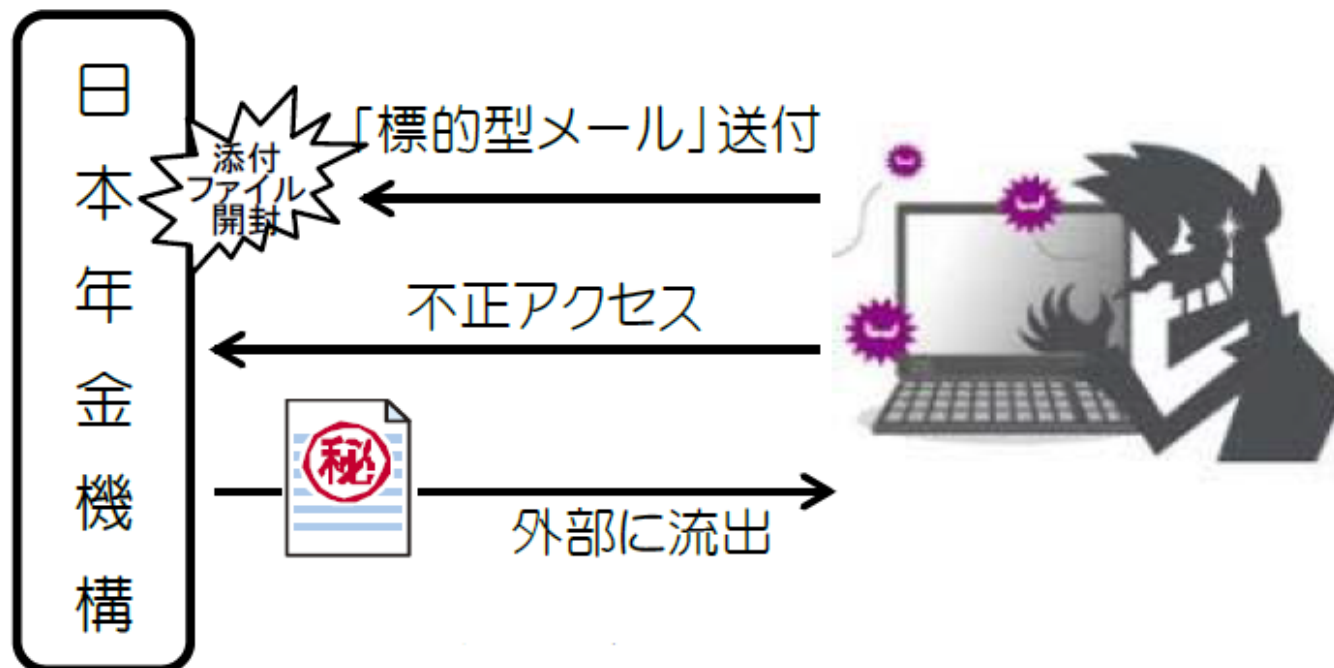
事例④

日本年金機構

サイバー攻撃による漏えい

(2015年発生)

【漏えい】日本年金機構が保有する個人情報の一部(約125万件)



営業秘密の漏えい環境

エレクトロニクス業界等におけるリストラの増加



海外企業への
転職技術者の
増加

我が国企業の海外展開
の進展



新興国企業と
の取引関係の
深まり

工場の海外
移転の増加

サイバー空間の拡大・浸透



サイバー攻撃
のリスク増加

営業秘密漏えいがより生じやすい環境へ

営業秘密の保護

秘密情報は、不正競争防止法によって、「営業秘密」として保護されている。

営業秘密の侵害

(第2条第1項第4号～第10号)

窃取等の不正の手段によって営業秘密を取得し、自ら使用し、若しくは第三者に開示する行為等

不正取得
不正使用
不正開示

企業の研究・開発や営業活動の過程で
生み出された様々な営業秘密

(例)

- ・顧客名簿や新規事業計画、価格情報、対応マニュアル (営業情報)
- ・製造方法・ノウハウ、新規物質情報、設計図面 (技術情報)

秘密であることに価値。
公開前提の特許では
守りにくい。

企業が正常な努力を払う
インセンティブが減退

競争秩序ひいては日本全体のイノベーションに悪影響

営業秘密の保護

- 「営業秘密」の侵害(不正取得・使用・開示)が行われた場合には、不正競争防止法によって、営業秘密の侵害となる。
- 営業秘密の侵害に対して、民事として、差止請求や損害賠償請求を行うことができる。
- また、刑事罰として、10年以下の懲役及び／又は2000万円以下の罰金(法人の場合、5億円以下の罰金)が適用されることがある。

営業秘密とは

- 「営業秘密」には、発明などの技術情報(ノウハウ)に限らず、広く事業活動に有用なもの(例えば、顧客データ、取引先情報など)についても含まれる。
- 「営業秘密」は、不正競争防止法(2条6項)において、次のように定義されている。
 - ①秘密として管理されていること(秘密管理性)
 - ②事業活動に有用であること(有用性)
 - ③公然と知られていないこと(非公知性)

経緯(1)

- 日本では、1990年まで、「**営業秘密**」を保護する特別法が存在せず、他人の営業秘密の**侵害(不正取得・使用・開示)**には、**民法が適用**されていた。

※民法では、損害賠償請求(709条)のみで、差止請求はできない。

- TRIPS交渉(1986年～1994年)において、TRIPS協定に「**営業秘密の保護**」が規定される見込みになったため、日本は、1990年、**不正競争防止法**に「**営業秘密の保護**」を導入した。

※不正競争防止法により、損害賠償の他、差止請求も可能になった。

※ただし、当初は、民事的保護のみであり、刑事罰の規定はなかった。

経緯(2)

- 2004年3月、**遺伝子スパイ事件(理研)**が発生し、日本の秘密管理に関する法制度の甘さが露呈される。
- その頃から、**営業秘密の保護強化**が加速し、不正競争防止法の改正が急速に進められていった。

※平成15年改正(刑事罰の導入)、平成18年改正(罰則強化)など

- しかしながら、2012年4月(新日鉄)、2014年3月(東芝)など、**営業秘密漏えい事件**が頻発した。
- そこで、平成27年改正により、さらなる**営業秘密の保護強化**が行われた。

※刑事罰の「非親告罪化」、「さらなる罰則強化」など

米国の遺伝子スパイ事件

2004年3月

- 米国で研究試料を盗んだとして**経済スパイ法違反**で起訴された理化学研究所・元研究員（日本に帰国）について、東京高裁は**2004年3月29日、米国への身柄引き渡しを認めない決定**を出した。（アルツハイマー病の研究資料）
 - 裁判では、元研究員が研究試料を持ち出したことが、日米両国の法令に反する「**双罰性**」があるかどうか争点となった。その結果、**日本における違法性が否定**された。
- ※ **逃亡犯罪人引渡法**では、日本で犯罪とならない場合にまで逃亡犯罪人を相手国に引き渡すのは妥当でないとの考え方から、**引き渡しに応じる要件として、犯罪行為が両国の法令に反すること(双罰性)**を定めている。

営業秘密の保護強化(1)

平成15年「営業秘密侵害罪」の創設

営業秘密侵害行為のうち、特に違法性の高い行為類型に限定して
刑事罰の対象とする

平成16年 民事訴訟手続きの整備

民事訴訟における営業秘密保護のための秘密保持命令制度、当事者尋問等の公開停止規定の導入

平成17年 「営業秘密侵害罪」の罰則強化

国外処罰規定、退職者処罰規定、法人処罰規定の導入

営業秘密の保護強化(2)

平成18年 「営業秘密侵害罪」の罰則強化

懲役刑の上限を10年、罰金刑の上限を1000万円、法人重課の上限を3億円に引き上げ

平成21年 「営業秘密侵害罪」の罰則強化

目的要件の変更、第三者等による営業秘密の不正な取得に対する刑事罰の対象範囲の拡大、従業者等による営業秘密の領得自体への刑事罰の導入

平成23年 刑事訴訟手続の整備

刑事裁判における営業秘密の秘匿決定や公判期日外での証人尋問等、刑事訴訟の過程において営業秘密の内容を保護するための手続を導入。

平成27年・不正競争防止法改正

➤ 営業秘密侵害罪の罰金刑の引き上げ(千万円→2千万円)のほか、以下の点が改正された。

①非親告罪化

営業秘密侵害罪の適用は、**韓国、中国、アメリカ、ドイツ**では、いずれも非親告罪とされており、国ぐるみで営業秘密の漏出を防止しようとしている。**日本では、従来、「親告罪」であったが、本改正により、「非親告罪」とされた。**

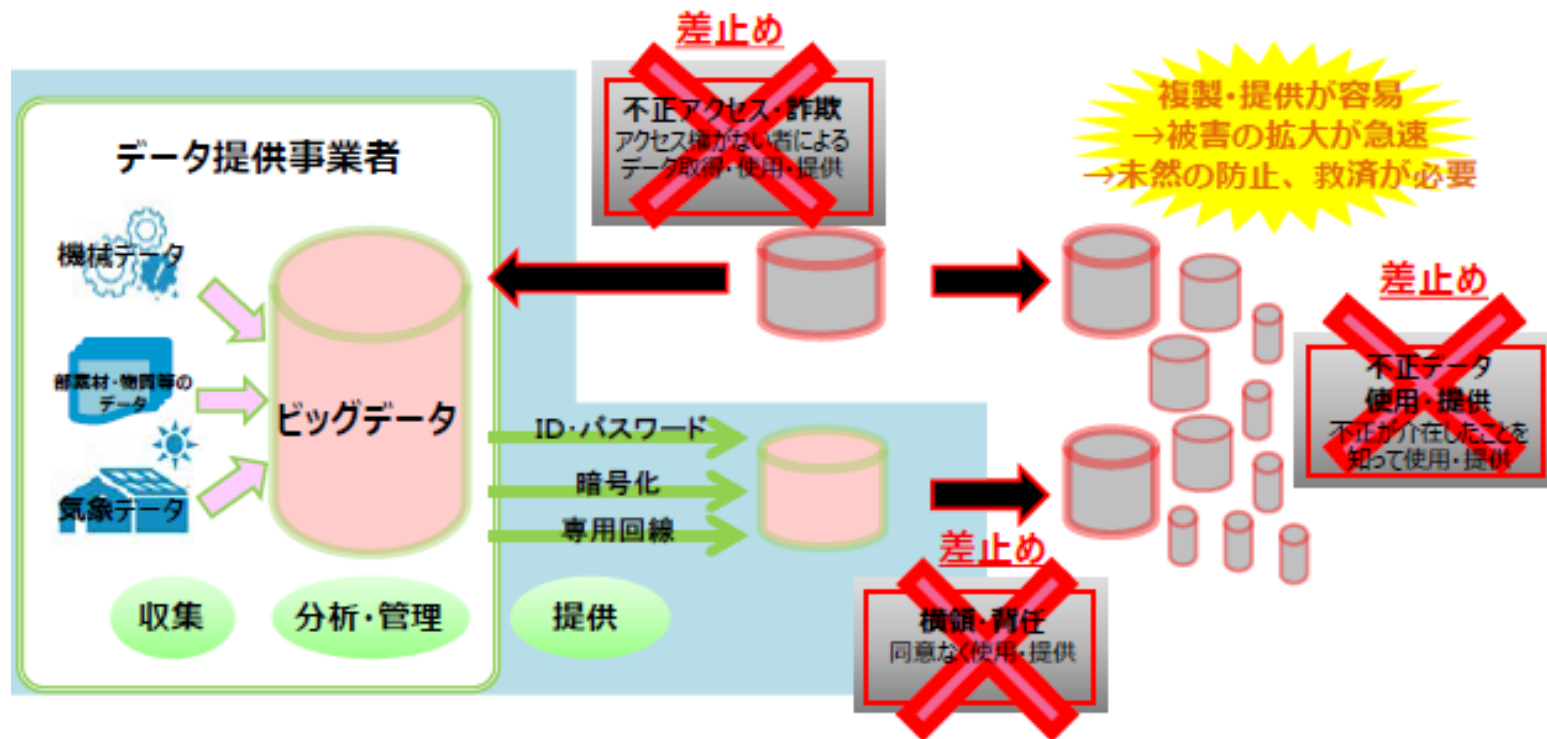
②国外での使用・開示の重罰化

営業秘密侵害罪の懲役刑は、**ドイツ、韓国**などでは、国外での使用・開示の場合には、国内に比べて重罰化されている。

日本では、従来、「国外での重罰化」が規定されていなかったが、本改正により導入された。

平成30年・不正競争防止法改正

- 業として提供するデータ(ID/パスワード等により管理されているものに限る。)の不正な取得、使用及び開示を不正競争に位置づけ、これに対する差止請求権等の民事上の措置を設ける。



限定提供データ

改正①

- 第四次産業革命の下、**ビッグデータ**等の情報技術に対応した制度の導入が必要である。
- そこで、平成30年・不正競争防止法の改正により、「**限定提供データ**」の保護に関する新たな規定が導入された。
- 2019年7月1日施行

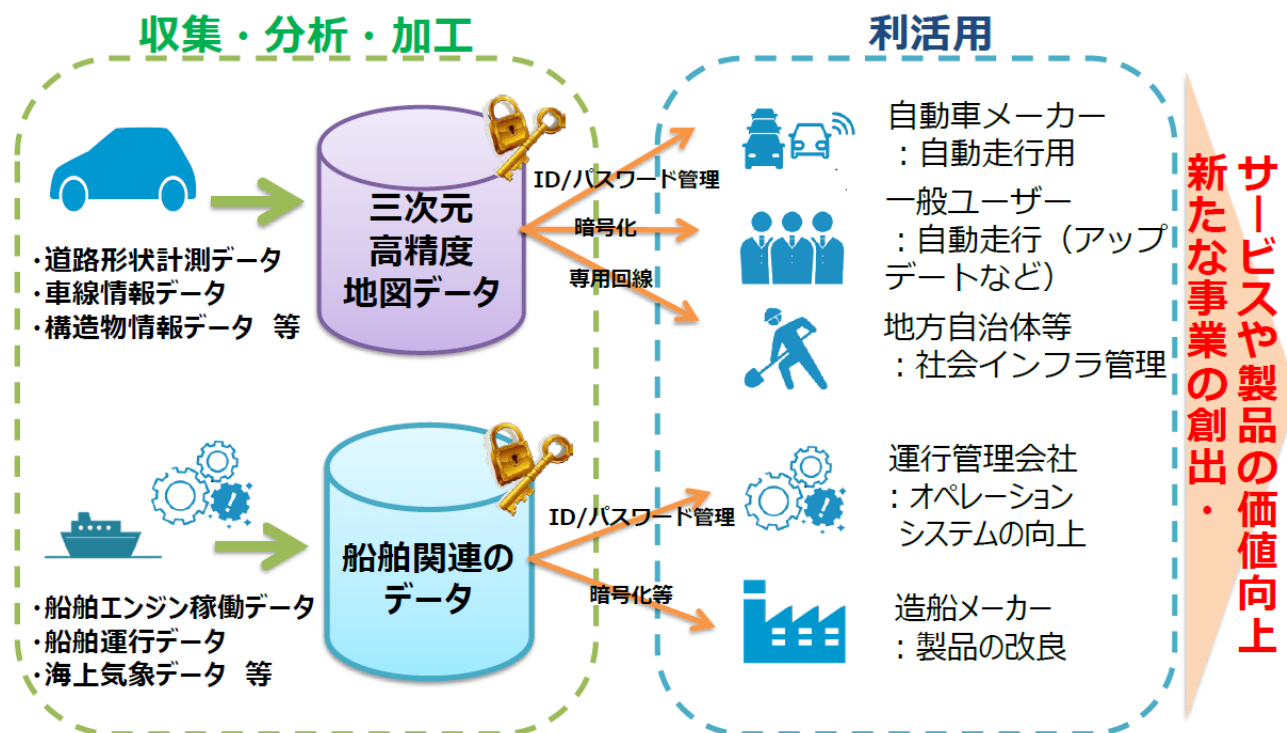
【第2条第7項（定義）】

この法律において「限定提供データ」とは、業として特定の者に提供する情報として電磁的方法により相当量蓄積され、及び管理されている技術上又は営業上の情報（秘密として管理されているものを除く。）をいう。

限定提供データ

改正①

- 「限定提供データ」とは、相手方を限定して業として提供するデータ(ID／パスワード等により管理されているものに限る。)であり、いわゆるビッグデータが主な対象である。



限定提供データ

改正①

- 「限定提供データ」は、他者との共有を前提にしている点で「営業秘密」とは異なり、また、創作性が問われない点で「著作物」とも異なっている。

営業秘密 (秘匿)

秘密として
管理される
非公知な情報

例:設計図,顧客名簿

限定提供データ (共有)

他社との共有を前提に
一定条件下で
利用可能な情報

例:自動走行用地図データ,
POSシステムで収集した
商品毎の売上げデータ

著作権 (公開)

創作性が
認められる情報

例:写真・音楽などの
コンテンツ

限定提供データ

改正①

- 今後は、限定提供データの保護により、データを**安心・安全に利活用**できる事業環境が整備され、ビッグデータ等と産業とのつながりにより**新たな付加価値**が創出される。

〈限定提供データの例〉

- 自動走行車両向けに提供する三次元地図データ
- POSシステムで収集した商品毎の売上データ
- 化学物質等の素材の技術情報を要約したデータ
- 船主, オペレーター, 造船所, 機器メーカー等の関連企業がそれぞれ収集し、共有している船舶運行データ

経済スパイ大国 日本

情報サイト (IRONNA・2016年)

- 経済スパイ問題——以前から日本経済、日本企業の弱点と言われながら、なかなか手がつけられなかった問題である。
- 2015年9月30日に新日鉄住金と韓国ポスコが方向性電磁鋼板の知的財産権をめぐる訴訟で和解に至った。
- ポスコが新日鉄に300億円の和解金を支払うことで決着したが、この訴訟で衝撃だったのは、ポスコが20年を超える長期にわたって技術を盗んでいたこと、それも極めて洗練されたスパイ手法を使っていたことである。

経済スパイ大国 日本

- 最近の米中首脳会談ではサイバースパイ対策が大きなテーマになっているが、合意項目の一つに「互いに経済スパイを行わないこと」がある。アメリカは中国や韓国などからのサイバー含めた経済スパイ行為に大変な苛立ちを感じている。
- 米国の経済スパイに対する取り組みの歴史は長く、1996年に経済スパイ法を制定してから約20年の間、FBIの捜査対象に加えて徹底的に捜査してきた。
- 法整備、捜査手法、企業の協力、いずれをとっても、日米の差は相当に大きい。日本は平成27年7月にやっと不正競争防止法が改正され、端緒についたばかりである。

サイバー後進国 日本

2018年6月号 Wedge(ウェッジ)

- 日本のサイバー対策は大丈夫なのか。国内取材から探ったところ、**ハッカーも驚く脇の甘さ**が露呈されました。現在の日本は、**サイバー後進国**であると言われているようです。…



米国の取組み

①官民フォーラムによる営業秘密管理の推進(米国)

海外における米国企業のセキュリティ環境を向上させるために、**官民からなる海外セキュリティ・アドバイザリー協議会** (OSAC: Overseas Security Advisory Council)を設置した。

協議会では、民間と政府の情報交換・議論などを通じ、ガイドラインやレポートの発行や、**海外において取り組むべき対策**などを提供している。

※日本には、官民から構成される営業秘密の活動は少ない。



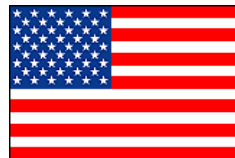
米国の取組み

②政府によるスパイ防止活動の推進(米国)

米国では、政府機関として、「**国家スパイ活動防止委員会**」(ONCIX: Office of National Counterintelligence Executive)が設置されている。

ONCIXは、米国政府(国家情報長官以下6省15機関で組織: NSA、CIA、FBIなど)として、**米国民間部門に対し、スパイ防止の戦略策定**などを行っている。

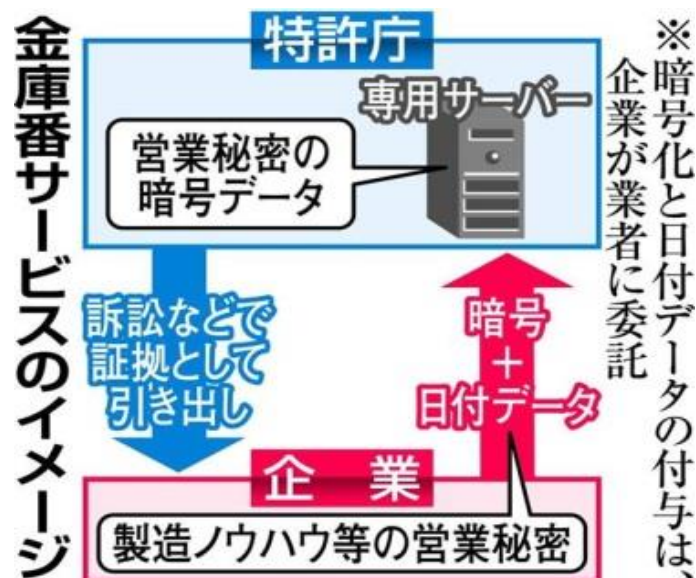
※日本でも、2013年12月、国家安全保障局(日本版NSA)が設置されたが、国家機密の保護が中心。(特定秘密保護法)



日本の取組み

- 特許庁では、暗号化された企業の営業秘密のデータを保管する“**金庫番**”の無料サービスを始めることが検討されている。
- 産業スパイによる情報流出やサイバー攻撃が社会問題になるなか、**日本企業が持つ知的財産の保護を強化**する狙い。

2015.7.21(日経West)



日本の取組み

- 中小企業等が企業経営の中で抱える知的財産に関する悩みや課題を一元的に受け付け、解決を図る「**知財総合支援窓口**」を平成23年4月から都道府県ごとに設置した。

中小企業の皆さんへ

知財総合支援窓口

相談無料
秘密厳守

経営の悩みや課題をおうかがいします

全国共通 ナビダイヤル
0570-082100
お気軽にお電話を！

窓口支援事例
掲載件数 **240** 件
詳細はこちら ▶

全国47都道府県に設置されたお近くの窓口におつなぎいたします

「自動ガイダンス」が流れた後に、知財総合支援窓口につながります。ご案内時間帯:平日8:30~17:30 (土日・祝祭日は除く)
※窓口によっては、営業時間がご案内時間と異なる場合がございます。各窓口の営業時間については、[こちら](#) をご覧ください。

アイデア 新しい技術 営業上の情報・ノウハウ デザイン ログマーク 商品の名称

特許庁HP : <https://chizai-portal.inpit.go.jp/>

今後の課題

- 日本は、秘密情報管理が、“甘い”と言われてきた(秘密情報に関するコモンズの悲劇)が、近年、急速に法制面の保護の強化を進めている。
- しかし、営業秘密の侵害行為の進化に対応できていない。今後は、政策面からも秘密管理の強化を進める必要がある。(米国の政策の導入による、脱コモンズ化の必要性)
- 例えば、米国の政策の検討や、金庫番の導入、中小企業への支援が検討されている。

法制面



政策面

第2部

安全保障と知的財産

中国

2019年9月5日 朝日新聞

- トランプ大統領は記者団に対し、ファーウェイは「**国家安全保障への懸念**」と強調。「米軍や情報機関に対する大きな懸念で、米国はファーウェイと取引しない」と述べた。
- その上で「中国に関しては状況が今後どう転ぶか見守ろう。しかし、ファーウェイについては現時点で**米国が協議することを望んでいる議題ではない**」と述べた。

韓国

2019年9月18日 Newsweek

- 韓国は17日、輸出管理の優遇措置を適用する「ホワイト国」から日本を除外する計画を承認した。18日から施行される。
- 韓国産業通商資源省は声明で「韓国の輸出管理体制の強化が目的で、日本に対する報復措置ではない」と言明した。
- これを受け菅原経済産業相は、「韓国側から十分な説明がないまま今回の措置に至ったことは誠に遺憾」と表明した。

官邸ドローン 安全保障に冷や水

2015年4月27日(ニュースサイト)

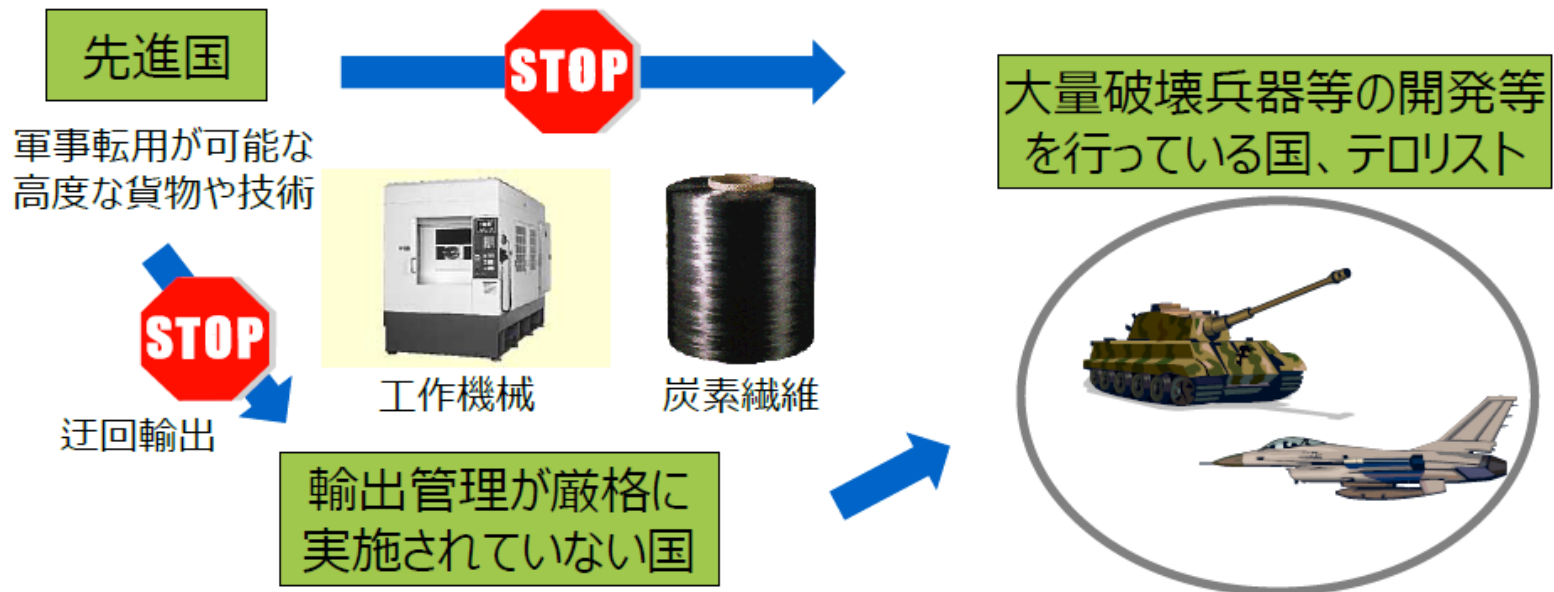
- 首相官邸の屋上で小型無人機「ドローン」が見つかった。機体からは放射性セシウムが検出された。警備のもろさを露呈した政府は、法規制の検討を迫られることになった。
- 「国民の安全を守る」と息巻いてきた首相官邸が、子どもでも手に入るドローンに警備の隙を突かれたというのだから、シャレにならない。「9.11」(アメリカ同時多発テロ)は航空機を使ったテロだったが、日本の最高司令官は学習することができなかったらしい。自分の頭の上のハエも追えないで、何が安全保障か。

核疑惑研究所(イラン)から留学生

- 東北大学の原子力工学の研究室、核兵器開発に関与する恐れがあるとして、経済産業省の規制リストに載ったイランの研究所からの留学生に対し、**使用済み核燃料の再処理**に関連する研究を指導していた。
- 経済産業省は、**外国為替及び外国貿易法(外為法)**に基づいて「外国ユーザーリスト」を2002年から作成し、現在は大量破壊兵器の開発が疑われるイランや北朝鮮などの約250機関を掲載している。
- リストに載った研究機関から留学生を受け入れる際には、大量破壊兵器開発への関与の有無などを「判定」することが求められている。**留学生はそのリストからの者であった。**

何か問題か

- 先進国の高度な技術が、**大量破壊兵器等**を開発している国などに渡った場合、国際的な脅威となる。
- そこで、平和利用のための自由な研究が**大量破壊兵器等の開発に利用されないように管理**することが必要である。



技術の転用

民生用途として輸出した技術であっても、**輸出先で軍事的用途に転用**されるおそれがある。

	懸念用途	民生用途
工作機械	ウラン濃縮用 遠心分離機の 製造 	自動車の製造 や切削 
シアン化ナトリウム	化学兵器の 原材料 	金属めっき 工程 
ろ過器	細菌兵器製造 ための 細菌抽出 	海水の 淡水化 
炭素繊維	ミサイルの 構造材料 	航空機の 構造材料 

外国為替及び外国貿易法

- 「外国為替及び外国貿易法」には、**機微な貨物や技術**を提供する場合、経済産業省への事前の許可申請が必要となる「**リスト規制**」がある。
- リスト規制の対象外の貨物・技術を輸出する場合であっても**大量破壊兵器などに用いられるおそれ**がある場合に事前の許可申請が必要となる「**キャッチオール規制**」がある。

リスト規制

キャッチオール規制

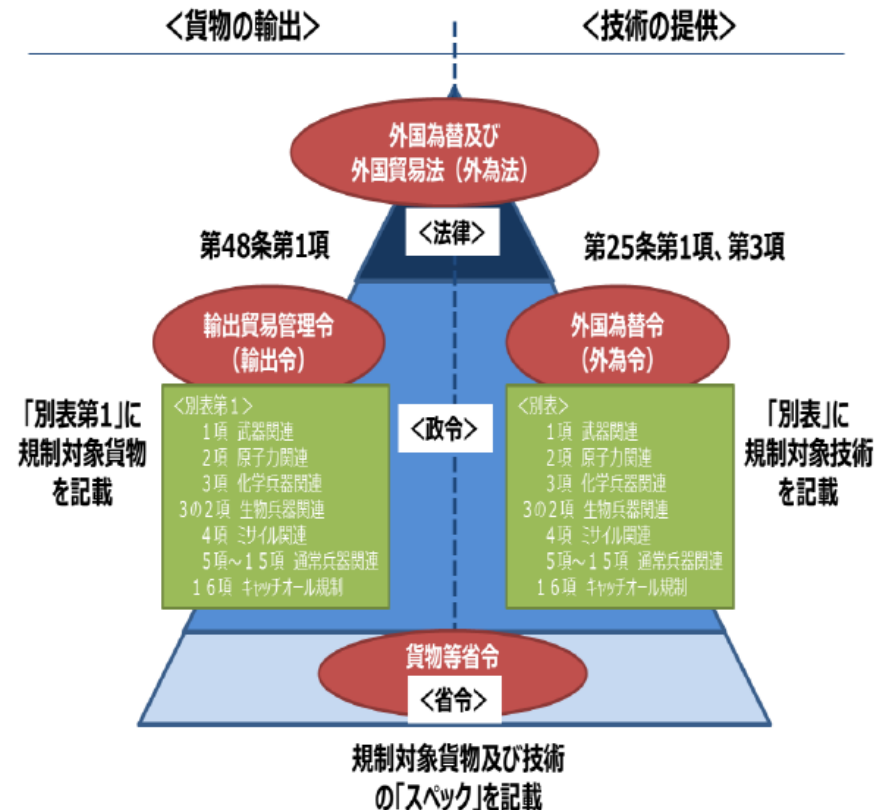
外国為替及び外国貿易法

リスト規制

- ① 兵器そのもの
- ② 兵器もしくはその一部になりそうな高い性能を持つ汎用品・技術
- ③ 兵器の開発などにも利用できる高い性能を持つ汎用品・技術

キャッチオール規制

- 大量破壊兵器キャッチオール規制と通常兵器キャッチオール規制
- リスト規制品に該当するもの以外（木材、食料品を除く）の技術の提供や貨物の輸出であって、その用途や需要者に兵器の開発に関する懸念がある場合



いずれかの規制に該当する場合には、経済産業大臣の事前の許可が必要

外国為替及び外国貿易法

規制対象となる物・技術を、許可を取らずに輸出・提供してしまうと、法律に基づき、罰せられる場合がある。

刑事罰

最大

- ・ 10年以下の懲役
- ・ 10億円以下の罰金(法人の場合)
- ・ 3千万円以下の罰金(個人の場合)

ただし、当該違反行為の目的物の価格の5倍が上記罰金額を超える場合、当該価格の5倍以下の罰金。

法律以外の影響も甚大！

- ・ 組織イメージの悪化
- ・ 社会的制裁
- ・ 株主代表訴訟 など

行政制裁

- ・ 3年以内の、物の輸出・技術の提供の禁止
- ・ 別会社の担当役員等への就任禁止

経済産業省からの
違反企業に対する警告



想定事例

●「貨物の輸出」にあたる例

- － 研究室で使っている外国製の機械を修理のために輸出した。
- － 海外での学会発表のため、手荷物でサンプル品を携行した。
- － 共同研究の成果物を提携先の海外研究機関に送った。

貨物

●「技術の提供」にあたる例

- － 研究生・留学生に授業や研究指導を行った。
- － 共同研究相手から設計図の送付を頼まれたのでFAXで送信した。
- － 共同論文の執筆のため、自分の実験データを添付したメールを送信した。

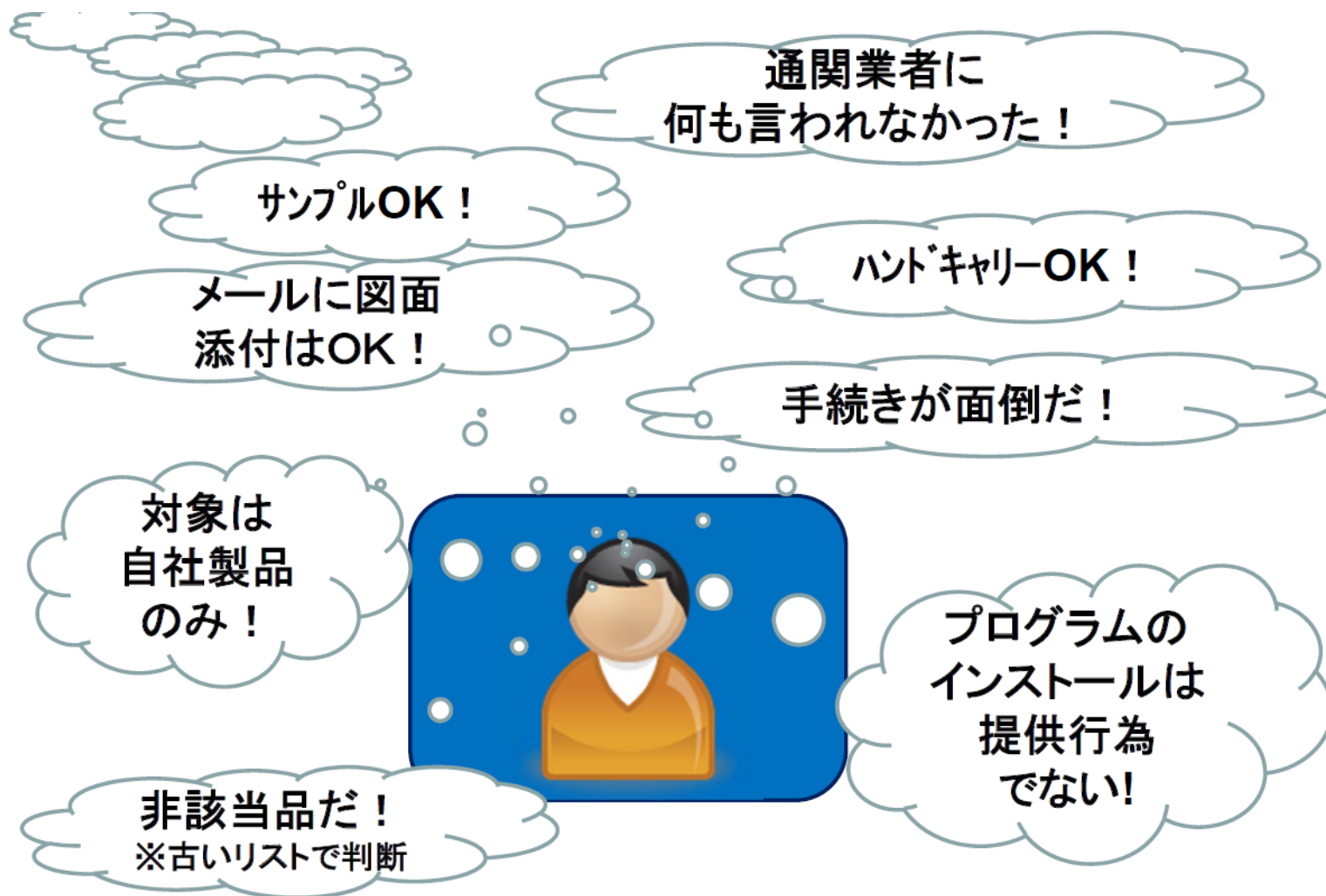
技術

日本の外為法違反事案

判決及び行政処分の時期・内容など	貨物・仕向地等	備 考
平成30年1月22日（略式命令）： 個人に対し罰金100万円 平成30年4月24日（行政処分）：3ヵ月：全貨物・全地域向け輸出禁止	・赤外線カメラ(10項(2)(4)(7)) ・中国	・無許可輸出
平成29年7月25日（行政処分）3ヶ月間：全貨物・全地域向け輸出禁止	・誘導炉(2項(13)) ・イラン等	・無許可輸出
平成27年6月15日（略式命令）： 元社員に対し罰金100万円、法人に対し罰金100万円 平成28年1月20日（行政処分）：4ヵ月：全貨物・全地域向け輸出禁止	・炭素繊維(2項(17)) ・中国	・韓国迂回
平成23年3月25日（判決）： 代表取締役1年6ヶ月（執行猶予3年）、法人に対し罰金120万円 平成23年7月20日（行政処分）：1年1ヶ月間：全貨物・全地域向け輸出禁止	・パワーショベル ・北朝鮮	・キャッチオール違反 ・インフォーム無視 ・中国迂回
平成21年11月5日（判決）： 社長に懲役2年（執行猶予4年）、法人に対し罰金600万円 平成22年6月18日（行政処分）：7ヶ月間：全貨物・全地域向け輸出禁止	・磁気測定装置他 ・ミャンマー	・キャッチオール違反 ・インフォーム無視 ・マレーシア迂回
平成21年8月7日（判決）： 社長に懲役3年（執行猶予4年）、法人に対し罰金500万円 平成22年1月19日（行政処分）：1年4ヶ月間：全貨物・全地域向け輸出禁止	・大型タンクローリー 他 ・北朝鮮	・キャッチオール違反 ・インフォーム無視 ・他に、北朝鮮制裁違反（奢侈品）有り ・韓国迂回
平成21年7月16日（判決）： 社員ら4名に懲役1～2年6ヶ月（執行猶予3年） 法人に対し罰金4,700万円 平成21年8月14日（行政処分）：5ヶ月間：全貨物・全地域向け輸出禁止	・工作機械(2項(12)) ・韓国等	・測定データを改ざんし、性能を低く偽り非該当品として輸出

<経済産業省・安全保障貿易検査官室「安全保障貿易管理について」令和2年1月>

違反の原因＝理解不足



安全保障貿易に係るガイダンス

平成29年10月

【目的】

外為法に基づく技術の提供等の管理について、大学・研究機関が実施すべきことを取りまとめている。

平成20年策定⇒平成22年改訂⇒平成29年改訂

文部科学省も策定に協力

【改訂のポイント】

- 留学生の管理や外国出張等の個別ケースごとに、どのような取組が必須となり／推奨されるかを整理
- 規程や帳票を例示

特許制度の問題

○特許出願すると発明は全て公開されるので、特許庁で拒絶されると、第三者は、その発明を自由に実施できる。

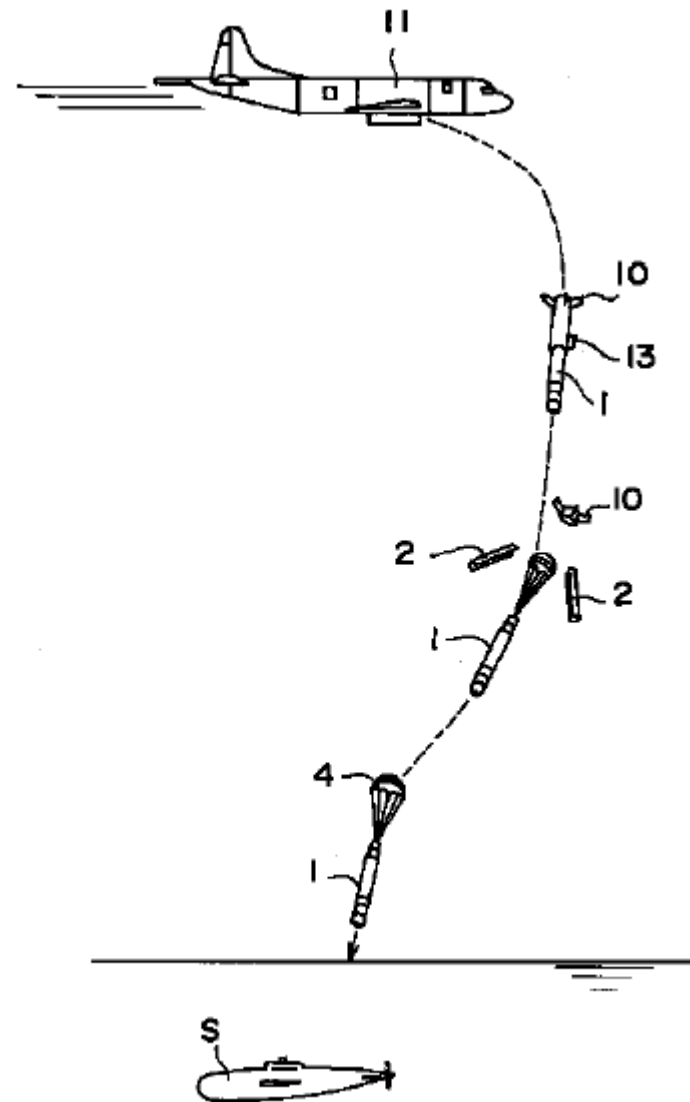
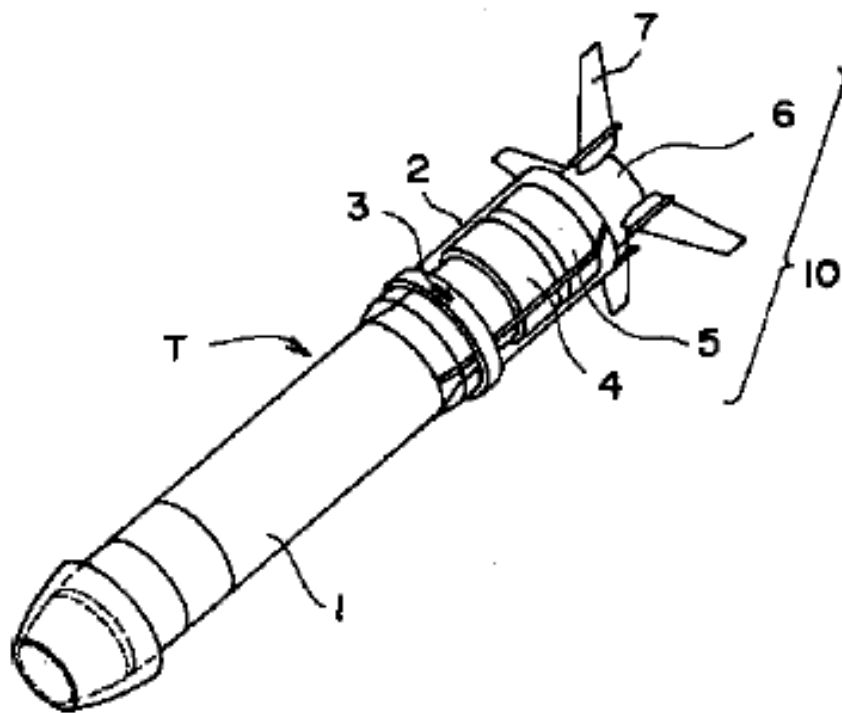
特許出願: 40万件 ⇒ 特許登録: 10万件
(日本国内) (日本国内)

○日本で特許を取得しても、外国でも特許を取得しないと、外国において、第三者は、その発明を自由に実施できる。

特許出願: 40万件 ⇒ 外国出願: 10万件
(日本国内) (外国出願)

○仮に世界各国で特許権を取得たとしても、発明が公開される以上、第三者に模倣品を製造される可能性がある。

【特許の事例】魚雷投下用誘導装置



【特許の事例】超高速運動エネルギーミサイル

(57) 【要約】

多段式超高速運動エネルギーミサイル（HVKEM）が、第1段の飛行ミサイルと、KEロッド徹甲弾を含む第2段のキルミサイルとを備える“ミサイルインミサイル”アーキテクチャをHVKEMは使用する。ミサイルがターゲットに接近するまで、推進薬（重量）を節約して使用し、効果的な誘導および操縦を可能にするために、飛行ミサイルは、相対的に遅い速度（マッハ1.5より遅く、典型的にはマッハ1より遅い）において巡航する。ミサイルがKEロッド徹甲弾の致死距離内に入ったときに、1秒より短い間にターゲットに衝撃を与えるために、キルミサイルは、分離し、より速い速度（マッハ3より速く、典型的にはマッハ5より速い）にブーストし、無誘導で飛行する。“最後の1秒”までKEロッドをブーストすることを待つことにより、KEロッドをターゲット上に送出手間のために必要とされる総推進薬（重量）を減少させ、誘導を簡単にする。

【選択図】 図3

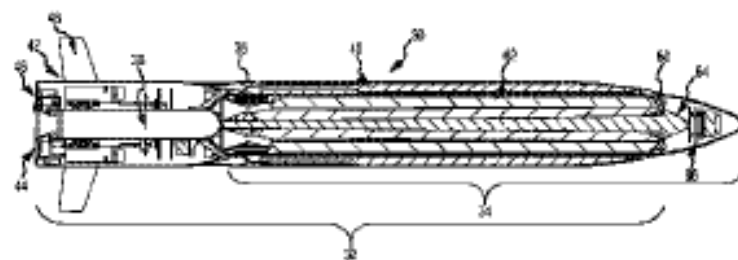


FIG.3

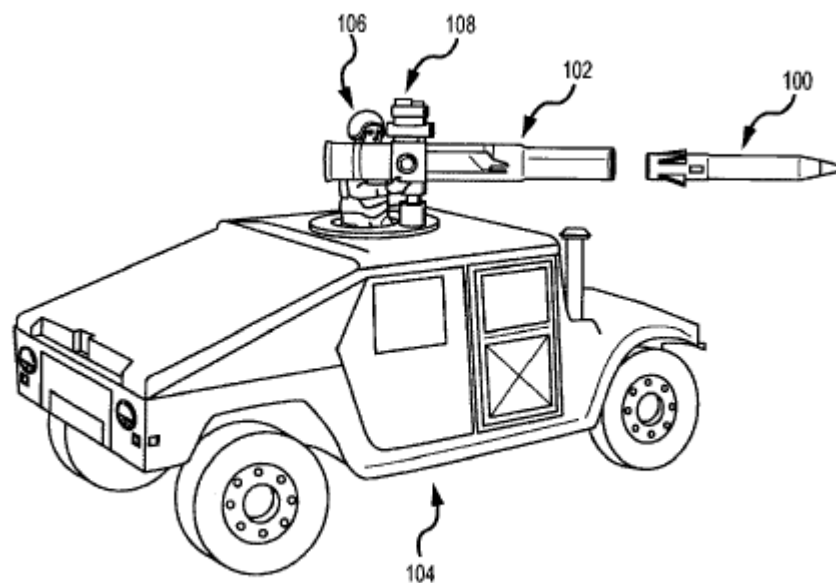


FIG.6a

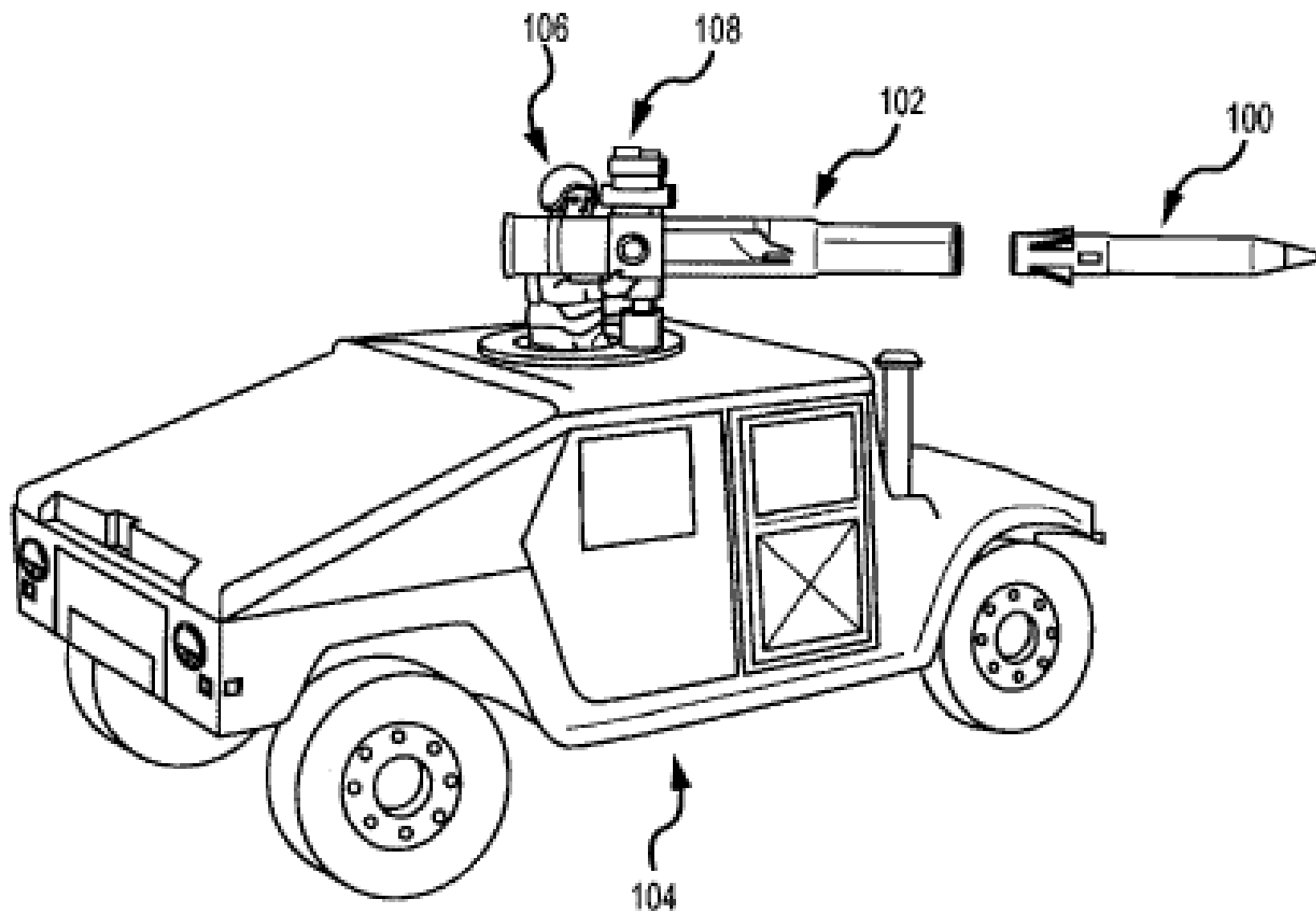


FIG.6a

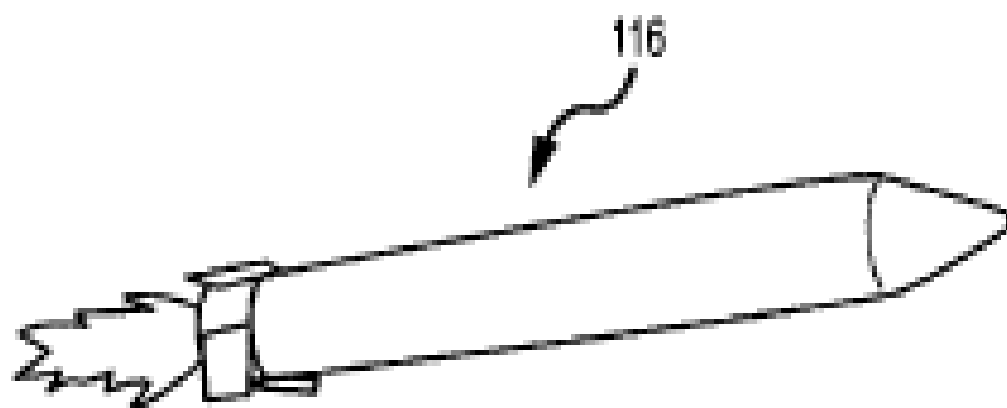
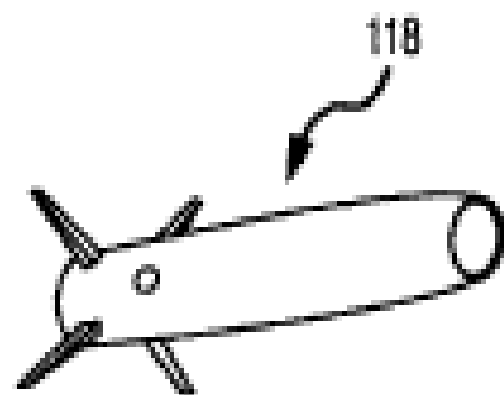


FIG.6c

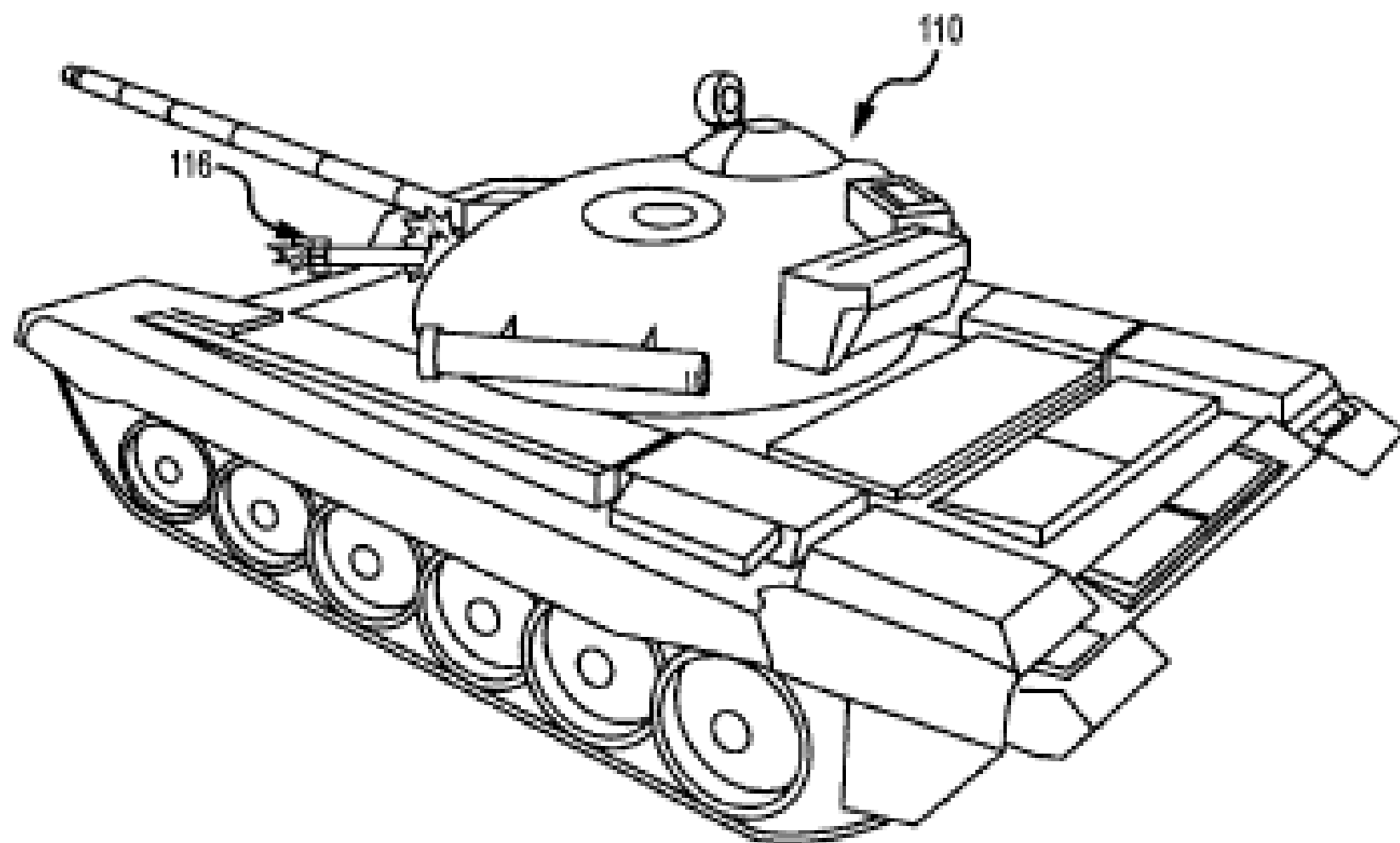


FIG.6d

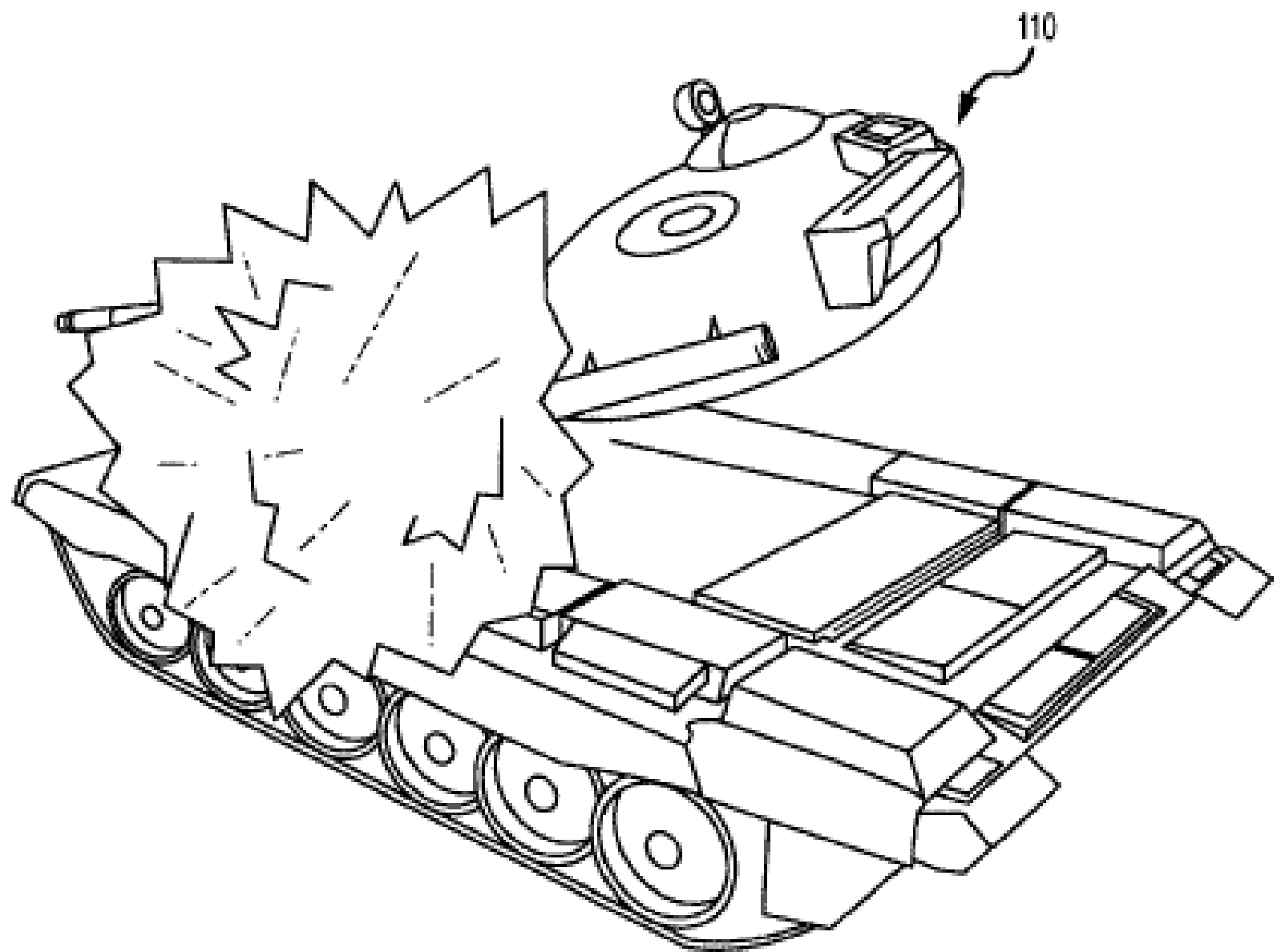


FIG.6e

安全保障と特許

- 特許出願は、原則として、すべて公開されるが、特許出願には、**安全保障に関連する発明(軍事技術など)**が含まれことがある。
- 国際法(**TRIPS協定など**)には、安全保障が知的財産権に優先されることが規定されている。たとえば、**秘密特許制度と第一国出願義務(外国出願制限)**がある。

※秘密特許制度は、安全保障に関する特許出願を非公開にする制度。

※第一国出願義務は、軍事技術の国外流出を防ぐため、最初に自国に特許出願することを義務として、政府が発明のチェックを行う制度。

※日本には、いずれの制度も採用されていない。

安全保障と特許

TRIPS協定 第73条

この協定の規定は、次のことを定めるものと解してはならない。

- (a) 加盟国に対し、その開示が自国の**安全保障上の重大な利益に反するとその加盟国が認める情報**の提供を要求すること
- (b) 加盟国が自国の**安全保障上の重大な利益の保護のために必要と認める次のいずれかの措置**をとることを妨げること
 - (i) 核分裂性物質又はその生産原料である物質に関する措置
 - (ii) 武器、弾薬及び軍需品の取引・・・に関する措置
 - (iii) 戦時その他の国際関係の緊急時にとる措置
- (c) 加盟国が**国際の平和及び安全の維持のため国際連合憲章に基づく義務**に従って措置をとることを妨げること

第一国出願義務

- 第一国出願義務(外国出願制限)の規定を設けているのは、現在、6力国(米国、中国など)にのぼる。
- その規定は各国で異なり、「国内の発明はまず自国に出願をし、出願から一定の期間後でないとは外国出願できない制度」(米国)や「国家の機密情報や安全保障、軍事に関連する発明を外国へ出願するためには政府の許可を必要とする制度」(中国)などがある。
- 日本には、第一国出願義務(外国出願制限)はない。今後は、安全保障の観点から、日本にも、このような制度の検討が必要ではないか。

第一国出願義務

【米国】 [特許法第184条]

合衆国において行われた発明に関し、合衆国における出願から6月が経過するまでは外国に、特許のための又は実用新案、意匠若しくはひな形の登録のため出願をし、又は出願されるようにし若しくは出願されるのを許可してはならない。

【中国】

旧法では、中国で完成した発明創造を外国に出願する場合、まず中国へ出願しなければならない旨規定されていたが、新法（第3次改正）で撤廃され、代わりに外国出願をする場合は機密審査を受けるものと規定された。

※日本には、第一国出願義務や外国出願制限はない。

秘密特許制度

- 現在、諸外国においては、「秘密特許制度」に関する規定を置いている国が多く存在する。
- 秘密特許制度は、本来、出願された発明は公開されるのが原則であるところ、国防や国家の安全保障上の観点から不利益をもたらす可能性がある発明の出願を公開せずに秘密にする制度である。
- 例えば、「出願された発明を秘密にする国」や、「審査についても凍結する国」がある。

秘密特許制度

特許付与型

出願された発明を秘密扱いとし、特許付与後にも秘密扱いを継続する国

※採用国：ロシア、ドイツ、ブラジル、イタリア、スペイン

審査凍結型

出願から審査の手続きを凍結し、秘密期間終了後に審査を再開する国

※採用国：アメリカ、フランス、ベルギー、オランダ

◎日本には、秘密特許制度は採用されていない。

秘密特許制度

米国特許法第122条(出願の秘密性; 特許出願の公開)

(d) 国家の安全

特許出願は、それに係る発明の公開又は開示が**国家の安全にとって有害であるとき**は、(b)(1)に基づく公開はされないものとする。長官は、そのような出願が速やかに識別され、かつ、それに係る**発明の秘密**が第17章に従って維持されるようにするための適切な手続を定めなければならない。



今後の方向性

- 日本では、2013年に、**国家安全保障会議(NSC)**、**国家安全保障局(NSA)**が導入され、2016年3月には、**安全保障関連法が施行**された。しかしながら、知的財産分野においては、具体的な対応がなされていない。**(軍事技術におけるコモنزの悲劇)**
- 今後は、アジアを中心として安全保障の重要性の向上や、憲法9条の解釈が議論される中、日本の特許法において、**第一国出願義務や秘密特許制度の導入**を検討すべきではないか。

(参考) 日本版NSC

- 日本の安全保障や国家戦略の司令塔となる国家安全保障会議の創設関連法が2013年11月27日、成立した。**米国の国家安全保障会議(NSC: National Security Council)**をモデルにしていることから、「日本版NSC」と呼ばれる。
- その後、NSCが同年12月4日に発足するとともに、2014年1月には内閣官房にNSCの事務局である「**国家安全保障局(NSA: National Security Agency)**」が設置された。
- 今後は、NSCが設置される首相官邸を中心に外交・安全保障に関する迅速な情報収集や重要な政策決定が行われ、**日本の平和と安全を確保する上で大きな転換点**となる。

(参考) 特定秘密保護法

- **秘密保護法(特定秘密の保護に関する法律)**とは、漏えいすると国の安全保障に著しい支障を与えるとされる情報を「特定秘密」に指定し、それを取り扱う人を調査・管理し、それを外部に漏らした人などを処罰するもの。2013年12月に成立し、公布された。その内容は、以下の3点を柱とする。
 - 「その漏えいが我が国の安全保障に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの」を行政機関が「**特定秘密**」に指定する。
 - 秘密を扱う人、その周辺の人々を政府が調査・管理する「**適性評価制度**」を導入する。
 - 「特定秘密」を漏らした人、それを知ろうとした人を**厳しく処罰**する。

参考文献

＜第7回＞「秘密情報管理と知的財産権」（5月22日（金）3限）

- ・ 経済産業省「営業秘密管理指針（全面改訂）」平成27年1月28日
<http://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/pdf/20150128hontai.pdf>
- ・ 経済産業省「秘密情報の保護ハンドブック」平成28年2月
<http://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/pdf/handbook/full.pdf>
- ・ 経済産業省・知的財産政策室「営業秘密の保護・活用について」平成29年6月
https://www.meti.go.jp/policy/anpo/seminer/shiryo/setsumei_anpokanri.pdf
- ・ 経済産業省「不正競争防止法平成30年改正の概要」平成30年
https://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/kaisei_recent.html
- ・ 経済産業省・安全保障貿易検査官室「安全保障貿易管理について」令和2年1月
https://www.meti.go.jp/policy/anpo/seminer/shiryo/setsumei_anpokanri.pdf
- ・ 経済産業省「安全保障貿易管理」
https://www.meti.go.jp/policy/anpo/seminer_document3.html
- ・ 安全保障上の視点から見た技術流出防止のための法規制—現状と課題（INPIT）
<http://www.inpit.go.jp/content/100538396.pdf>
- ・ 国際出願と国の安全に関する考慮事項（WIPO）
http://www.wipo.int/pct/ja/texts/nat_sec.html